

岩手県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 3 号

岩手県県税条例等の一部を改正する条例

(岩手県県税条例の一部改正)

第 1 条 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(自動車取得税の申告納付)</p> <p>第90条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の総務省令に規定する様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を局長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(自動車取得税の申告納付)</p> <p>第90条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の総務省令に規定する様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を局長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は法第122条第1項第3号の総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)</p> <p>(4) [略]</p>
2	<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第45条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p>	<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第45条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p>

ア・イ [略]

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の6.6</u>

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の7.3</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の9.6</u>

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。

3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ [略]

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の0.4</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の0.7</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の1</u>

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の4.9</u>

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.3</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7</u>

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ [略]

ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の9.6を乗じて得た金額
(環境性能割の税率)

第103条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第4号イ(1)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第1号において同じ。）に適合すること。

ア・イ [略]

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額
(環境性能割の税率)

第103条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準をいう。以下この項において同じ。）で法第149条第1項第4号イ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第1号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第4号イ(1)(ii)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第1号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリ

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。第4項において同じ。）以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。）以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この条において同じ。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) [略]

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) [略]

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ホの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) [略]

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) [略]

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(ii)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガ

ス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イの総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定によ

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イの総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のもの）にあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号ニ(1)の総務省令で定めるものをいう。次項第2号ウにおいて同じ。）に適合すること。

り平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イの総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のもの）にあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）に適合すること。

b 平成21年軽油重量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のもの）にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた

(イ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号ホ(1)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

—

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ(1)(ii)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ニの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) [略]

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) [略]

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ハの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) [略]

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

の

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) [略]

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ホの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) [略]

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) [略]

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

3 [略]

4 第1項(第1号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号アに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第2項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ニの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

3 [略]

4 第1項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)及び第2項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第2項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号 ア(ウ)	平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。第4項において同じ。）	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号ア(ウ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項 第1号 イ(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この条において同じ。）に100分の115	[略]
第2項 第1号 ア(ウ)	[略]	

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号 ア(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。）	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項 第1号 イ(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165
第1項 第1号 ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。）に100分の115	[略]
第2項 第1号 ア(イ)	[略]	
第2項	平成32年度基準エネルギー消費	平成22年度基準エネルギー消費

--	--

(環境性能割の課税免除)

第107条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、申請により、環境性能割の全部又は一部を免除する。ただし、第2号に掲げる自動車のうちこの条の規定により環境性能割の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し移転登録をした者、道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。）に係る自動車については、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

(環境性能割の減免)

第107条の7 局長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車（以下この項において「被災自動車」という。）に代わるものと局長が認める自動車（当該滅失又は損壊の日から1年以内に取得されたものに限る。以下この項において「代替自動車」という。）に対しては、当該被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に当該代替自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を限度として、申請により、環境性能割を軽減し、又は免除する。

2 [略]

(身体障害者等に対する種別割の課税免除)

第107条の18 [略]

2 前項に該当する自動車に係る種別割の免除すべき税額は、次の各号に掲

第1号 イ(イ)	費効率	費効率に100分の150を乗じて 得た数値
第2項 第1号 ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

(環境性能割の課税免除)

第107条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、申請により、環境性能割の全部又は一部を免除する。ただし、第2号に規定する者が運転する軽自動車で軽自動車税の環境性能割の減免を受けた者又は同号に掲げる自動車のうちこの条の規定により環境性能割の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し移転登録をした者、道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。）に係る自動車については、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

(環境性能割の減免)

第107条の7 局長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項において「被災自動車」という。）に代わるものと局長が認める自動車（当該滅失又は損壊の日から1年以内に取得されたものに限る。以下この項において「代替自動車」という。）に対しては、当該被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に当該代替自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を限度として、申請により、環境性能割を軽減し、又は免除する。

2 [略]

(身体障害者等に対する種別割の課税免除)

第107条の18 [略]

2 前項に該当する自動車に係る種別割の免除すべき税額は、次の各号に掲

げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該自動車に係る種別割の税率が年額45,000円以下のもの 当該自動車に係る種別割の全額
- (2) 当該自動車に係る種別割の税率が年額45,000円を超えるもの 45,000円（法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割をもって種別割を課す場合にあっては、規則で定める額）

3 [略]

附 則

（法人の事業税の税率の特例）

第20条の2の5 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2号の表中

「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の6.6</u> 」
--------------------------	-------------------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	<u>100分の6.6</u>
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	<u>100分の7.9</u> 」

と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第23条の3 [略]

2・3 [略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下この項において「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定

げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該自動車に係る種別割の税率が年額43,500円以下のもの 当該自動車に係る種別割の全額
- (2) 当該自動車に係る種別割の税率が年額43,500円を超えるもの 43,500円（法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割をもって種別割を課す場合にあっては、規則で定める額）

3 [略]

附 則

（法人の事業税の税率の特例）

第20条の2の5 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2号の表中

「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の4.9</u> 」
--------------------------	-------------------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	<u>100分の4.9</u>
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	<u>100分の5.7</u> 」

と、同条第3項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第23条の3 [略]

2・3 [略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下この項において「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定

により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この条において「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 [略]

（東日本大震災に係る軽油引取税の免除等）

第24条の8 [略]

（環境性能割の税率の特例）

第24条の9 [略]

により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第24条の11第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この条において「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 [略]

（東日本大震災に係る軽油引取税の免除等）

第24条の8 [略]

（環境性能割の非課税に係るバス路線）

第24条の8の2 法附則第12条の2の10第1項に規定する条例で定める路線は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線とする。

（環境性能割の税率の特例）

第24条の9 [略]

2 自家用の乗用車に対する第103条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（環境性能割の課税標準の特例）

第24条の10 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の13第1項の総務省令で定めるものに限る。）で最初の第101条第3項に規定する新規登録（以下この条及び附則第25条から附則第25条の3までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

（1） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

（2） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で法附則第12条の2の13第1項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の13第2項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の10第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

（1） 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

（2） 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の13第2項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の13第3項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

（1） 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

（2） 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の13第3項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

（3） 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させ

る機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）が5トン以下の乗用車（法附則第12条の2の13第4項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送

車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の13第4項第3号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第5項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成31年11月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成31年10月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制

御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の13第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成32年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、平成31年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、

「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第106条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の13第8項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第24条の11 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項及び附則第25条の4第3項において「自動車等持出困難区域」という。）内の法附則第53条の2第2項に規定する自動車等（以下この項及び附則第25条の4第3項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（第101条第1項又は法第444条第1項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の法附則第53条の2第3項の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び附則第25条の4第1項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第53条の2第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等（以下この項及び附則第25条の4第3項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと局

(種別割の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。)、一般乗合用バス等(第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。))の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。))及び被けん引自動車を除く。))に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 局長は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

(種別割の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条第2項において同じ。))、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(特種用途車であるものを含み、三輪の小型自動車であるものを除く。次項において同じ。))、一般乗合用バス等(第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。))の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。))及び被けん引自動車を除

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の第101条第3項に規定する新規登録（以下この条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第103条第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	円 <u>33,900</u>
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	[略]	<u>39,600</u>
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	[略]	<u>45,400</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	[略]	<u>51,700</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	[略]	<u>58,600</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	[略]	<u>66,700</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	[略]	<u>76,400</u>

く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) 第103条第1項第1号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第2号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第103条第1項第3号に規定する軽油自動車（次項第6号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	[略]	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	[略]	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	[略]	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	[略]	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	[略]	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	[略]	

総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	[略]	<u>87,900</u>
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	[略]	<u>101,200</u>
総排気量が6リットルを超えるもの	[略]	<u>127,600</u>

[略]

特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	<u>27,100</u>
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	[略]	<u>31,700</u>
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	[略]	<u>36,300</u>
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	[略]	<u>41,400</u>
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	[略]	<u>46,900</u>
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	[略]	<u>53,300</u>
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	[略]	<u>61,100</u>
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	[略]	<u>70,300</u>
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	[略]	<u>80,900</u>
		総排気量が6リットルを超えるもの	[略]	<u>102,100</u>

総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	[略]	
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	[略]	
総排気量が6リットルを超えるもの	[略]	

[略]

特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	[略]	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	[略]	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	[略]	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	[略]	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	[略]	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	[略]	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	[略]	
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	[略]	
		総排気量が6リットルを超えるもの	[略]	

[略]	
霊きゆう車	[略]
キャ	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u> 27,100
ンピ	<u>総排気量が1リットルを超え1.5</u>
ング	<u>リットル以下のもの</u> 31,700
車	<u>総排気量が1.5リットルを超え2</u>
	<u>リットル以下のもの</u> 36,300
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5</u>
	<u>リットル以下のもの</u> 41,400
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3</u>
	<u>リットル以下のもの</u> 46,900
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5</u>
	<u>リットル以下のもの</u> 53,300
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4</u>
<u>リットル以下のもの</u> 61,100	
<u>総排気量が4リットルを超え4.5</u>	
<u>リットル以下のもの</u> 70,300	
<u>総排気量が4.5リットルを超え6</u>	
<u>リットル以下のもの</u> 80,900	
<u>総排気量が6リットルを超えるも</u>	
<u>の</u> 102,100	
[略]	

備考1 [略]

- 2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに

[略]	
霊きゆう車	[略]
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	

備考1 [略]

- 2 営業用の乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するも

属するものを含む。)で、ロータリー・エンジンを搭載するもの
にあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして
、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

のを含む。)で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつて
は、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表
及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車
(自家用の乗用車及びキャンピング車(以下この条及び次条において「自
家用の乗用車等」という。)を除く。)が平成30年4月1日から平成31年
3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割
(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対
して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年
4月1日(自家用の乗用車等にあつては、同年10月1日)から平成32年3
月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に
限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初
回新規登録を受けた場合には平成33年度分の種別割に限り、別表の規定に
かかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30
年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1
項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2
号の総務省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号
号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21
年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が
平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない
もので法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第1

号ア(ア) a に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第 1 号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第 1 項第 1 号ア(ア) b に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第 1 号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第 1 項第 1 号ア(イ)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 130 を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の 3 第 2 項第 4 号の総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第 1 項第 2 号ア(ア) a に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第 2 号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第 1 項第 2 号ア(ア) b に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第 2 号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 130 を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の 3 第 2 項第 5 号の総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、第103条第 1 項第 3 号ア(ア) a に規定する平成 30 年輕油軽中量車基準又は同号ア(ア) b に規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小 型自動車	総排気量が1リットル以下のもの	円 2,000	円 6,500
	総排気量が1リットルを超え1.5	2,500	8,000

であるも	<u>リットル以下のもの</u>		
を除く	<u>総排気量が1.5リットルを超え2</u>	<u>2,500</u>	<u>9,000</u>
。)	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5</u>	<u>3,500</u>	<u>11,000</u>
	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3</u>	<u>4,000</u>	<u>12,500</u>
	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5</u>	<u>4,500</u>	<u>14,500</u>
	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4</u>	<u>5,500</u>	<u>16,500</u>
	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5</u>	<u>6,000</u>	<u>19,000</u>
	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6</u>	<u>7,000</u>	<u>22,000</u>
	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が6リットルを超えるも</u>	<u>10,500</u>	<u>27,500</u>
	<u>の</u>		
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>2,000</u>	<u>6,500</u>
トラック	<u>最大積載量が1トン以下のもの</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
(三輪の	<u>最大積載量が1トンを超え2トン</u>	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
小型自動	<u>以下のもの</u>		
車である	<u>最大積載量が2トンを超え3トン</u>	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>
もの、け	<u>以下のもの</u>		
ん引自動	<u>最大積載量が3トンを超え4トン</u>	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>
車である	<u>以下のもの</u>		
もの及び	<u>最大積載量が4トンを超え5トン</u>	<u>5,000</u>	<u>6,500</u>
被けん引	<u>以下のもの</u>		

自動車 あるもの を除く。)		最大積載量が5トンを超え6トン 以下のもの	5,500	7,500
		最大積載量が6トンを超え7トン 以下のもの	6,500	9,000
		最大積載量が7トンを超え8トン 以下のもの	7,500	10,500
		最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に 最大積載 量が8ト ンを超え る部分1 トンまで ごとに 1,200円を 加算した 額	10,500円 に最大積 載量が8 トンを超 える部分 1トンま でごとに 1,600円を 加算した 額
	バス	一般	乗車定員が30人以下のもの	3,000
	乗合 用バ ス等	乗車定員が30人を超え40人以下の もの	4,000	
		乗車定員が40人を超え50人以下の もの	4,500	
		乗車定員が50人を超え60人以下の もの	5,000	
		乗車定員が60人を超え70人以下の もの	6,000	
		乗車定員が70人を超え80人以下の もの	6,500	

		乗車定員が80人を超えるもの	7,500	
その		乗車定員が30人以下のもの	7,000	8,500
他		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000	10,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500	12,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000	14,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000	16,500
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500	18,500
		乗車定員が80人を超えるもの	16,000	21,000
三輪の小型自動車			1,500	1,500
けん引自		小型自動車であるもの	2,000	3,000
動車		普通自動車であるもの	4,000	5,500
特種	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	2,000	5,000
用途	車に	総排気量が1リットルを超え1.5	2,000	6,500
車	属す	リットル以下のもの		
	るも	総排気量が1.5リットルを超え2	2,000	7,500
	の	リットル以下のもの		
		総排気量が2リットルを超え2.5	3,000	9,000
		リットル以下のもの		
		総排気量が2.5リットルを超え3	3,500	10,000
		リットル以下のもの		
		総排気量が3リットルを超え3.5	3,500	11,500

	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>13,500</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>5,000</u>	<u>15,500</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>5,500</u>	<u>17,500</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>8,500</u>	<u>22,000</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>2,000</u>	<u>5,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
霊き	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>2,000</u>	
ゆう	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>2,500</u>	
車	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>3,000</u>	
キャ	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>5,000</u>
ンピ	<u>総排気量が1リットルを超え1.5</u>		
ング	<u>リットル以下のもの</u>		<u>6,500</u>

車	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	7,500	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	9,000	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	10,000	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	11,500	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	13,500	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	15,500	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	17,500	
	総排気量が6リットルを超えるもの	22,000	
	電気を動力源とするもの	5,000	
その他	車両重量が5トン以下のもの	2,500	3,000
他	車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	5,000	6,500
	車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	7,500	10,500
	車両重量が15トンを超えるもの	11,000	15,000

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円 1,000	円 1,300
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	1,200	1,600
総排気量が1.5リットルを超えるもの	1,600	2,000
電気を動力源とするもの	1,000	1,300

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

3 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車等にあつては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素

酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小型自動車 であるものを除く。 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 4,000	円 12,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	15,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000	18,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000	25,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000	28,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500	33,000
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000	38,000

	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>14,000</u>	<u>43,500</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>20,500</u>	<u>55,000</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>4,000</u>	<u>12,500</u>
トラック	<u>最大積載量が1トン以下のもの</u>	<u>3,500</u>	<u>4,000</u>
(三輪の)	<u>最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)	<u>最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
	<u>最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの</u>	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>
	<u>最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	<u>最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>15,000</u>
	<u>最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの</u>	<u>13,000</u>	<u>17,500</u>
	<u>最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの</u>	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	<u>最大積載量が8トンを超えるもの</u>	<u>15,000円</u> <u>に最大積載量が8トンを超える部分1トンま</u>	<u>20,500円</u> <u>に最大積載量が8トンを超える部分1トンま</u>

			でごとに 2,400円を 加算した 額	でごとに 3,200円を 加算した 額
バス	一般	乗車定員が30人以下のもの	6,000	
	乗合 用バ ス等	乗車定員が30人を超え40人以下の もの	7,500	
		乗車定員が40人を超え50人以下の もの	9,000	
		乗車定員が50人を超え60人以下の もの	10,000	
		乗車定員が60人を超え70人以下の もの	11,500	
		乗車定員が70人を超え80人以下の もの	13,000	
		乗車定員が80人を超えるもの	14,500	
	その 他	乗車定員が30人以下のもの	13,500	16,500
	乗車定員が30人を超え40人以下の もの	16,000	20,500	
	乗車定員が40人を超え50人以下の もの	19,000	24,500	
	乗車定員が50人を超え60人以下の もの	22,000	28,500	
	乗車定員が60人を超え70人以下の もの	25,500	33,000	
	乗車定員が70人を超え80人以下の もの	28,500	37,000	

		乗車定員が80人を超えるもの	32,000	41,500
		三輪の小型自動車	2,500	3,000
けん引自動車		小型自動車であるもの	4,000	5,500
		普通自動車であるもの	8,000	10,500
特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	3,000	10,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	3,500	12,500
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	4,000	14,500
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	5,500	17,500
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	6,500	20,000
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	7,500	23,000
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	8,500	26,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	9,500	30,500
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	11,000	35,000
		総排気量が6リットルを超えるもの	16,500	44,000
		電気を動力源とするもの	3,000	10,000
		トラックに属するもの	トラックの款に定める 区分に応じた税率	

<u>バスに属するもの</u>		<u>バスの款に定める区分 に応じた税率</u>	
<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>		<u>三輪の小型自動車の款 に定める区分に応じた 税率</u>	
<u>けん引自動車に属するもの</u>		<u>けん引自動車の款に定 める区分に応じた税率</u>	
靈き	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	3,500	
ゆう 車	<u>乗車定員が3人を超え10人以下の もの</u>	5,500	
	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	6,000	
キャ ンピ ング 車	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		10,000
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの</u>		12,500
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの</u>		14,500
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの</u>		17,500
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの</u>		20,000
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5 リットル以下のもの</u>		23,000
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの</u>		26,500
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5 リットル以下のもの</u>		30,500

	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>		<u>35,000</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>		<u>44,000</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>		<u>10,000</u>
その他	<u>車両重量が5トン以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	<u>車両重量が5トンを超え10トン以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	<u>車両重量が10トンを超え15トン以下のもの</u>	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	<u>車両重量が15トンを超えるもの</u>	<u>22,000</u>	<u>30,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

<u>自動車の区分</u>	<u>税率（年額）</u>	
	<u>営業用</u>	<u>自家用</u>
<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>円</u> <u>1,800</u>	<u>円</u> <u>2,600</u>
<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>2,300</u>	<u>3,200</u>
<u>総排気量が1.5リットルを超えるもの</u>	<u>3,200</u>	<u>4,000</u>
<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>1,800</u>	<u>2,600</u>

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するもの

にあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

第25条の2 岩手県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年岩手県条例第3号）附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日（以下この項及び次条において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第54号）（表4の項の改正部分に限る。）による改正前の岩手県県税条例（以下この項及び次条において「平成28年改正前の岩手県県税条例」という。）第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第100条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

自家用の乗用車等の区分		税率（年額）
乗用車（ 三輪の小	総排気量が1リットル以下のもの	円 29,500
	総排気量が1リットルを超え1.5	34,500

	であるも	<u>リットル以下のもの</u>	
	のを除く	<u>総排気量が1.5リットルを超え2</u>	<u>39,500</u>
	。)	<u>リットル以下のもの</u>	
		<u>総排気量が2リットルを超え2.5</u>	<u>45,000</u>
		<u>リットル以下のもの</u>	
		<u>総排気量が2.5リットルを超え3</u>	<u>51,000</u>
		<u>リットル以下のもの</u>	
		<u>総排気量が3リットルを超え3.5</u>	<u>58,000</u>
		<u>リットル以下のもの</u>	
		<u>総排気量が3.5リットルを超え4</u>	<u>66,500</u>
		<u>リットル以下のもの</u>	
		<u>総排気量が4リットルを超え4.5</u>	<u>76,500</u>
		<u>リットル以下のもの</u>	
		<u>総排気量が4.5リットルを超え6</u>	<u>88,000</u>
		<u>リットル以下のもの</u>	
		<u>総排気量が6リットルを超えるも</u>	<u>111,000</u>
		<u>の</u>	
		<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>29,500</u>
特種	乗用	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>23,600</u>
用途	車に	<u>総排気量が1リットルを超え1.5</u>	<u>27,600</u>
車	属す	<u>リットル以下のもの</u>	
	るも	<u>総排気量が1.5リットルを超え2</u>	<u>31,600</u>
	の	<u>リットル以下のもの</u>	
		<u>総排気量が2リットルを超え2.5</u>	<u>36,000</u>
		<u>リットル以下のもの</u>	
		<u>総排気量が2.5リットルを超え3</u>	<u>40,800</u>
		<u>リットル以下のもの</u>	

	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>46,400</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>53,200</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>61,200</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>70,400</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>88,800</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>23,600</u>
キャ ンピ ング 車	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>23,600</u>
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>27,600</u>
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>	<u>31,600</u>
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>36,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>40,800</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>46,400</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>53,200</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>61,200</u>

総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	70,400
総排気量が6リットルを超えるも の	88,800
電気を動力源とするもの	23,600

備考 自家用の乗用車等でロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、前項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

自家用の乗用車等の区分	税率（年額）
乗用車（ 三輪の小	円 33,900
型自動車 であるも	総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの 39,600
のを除く 。)	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの 45,400
	総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの 51,700
	総排気量が2.5リットルを超え3 58,600

		<u>リットル以下のもの</u>	
		<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>66,700</u>
		<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>76,400</u>
		<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>87,900</u>
		<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>101,200</u>
		<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>127,600</u>
特種用途車	乗用車に属するもの	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>27,100</u>
		<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>31,700</u>
		<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>	<u>36,300</u>
		<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>41,400</u>
		<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>46,900</u>
		<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>53,300</u>
		<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>61,100</u>
		<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>70,300</u>
		<u>総排気量が4.5リットルを超え6</u>	<u>80,900</u>

	<u>リットル以下のもの</u>	
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>102,100</u>
キャ	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>27,100</u>
ンピ	<u>総排気量が1リットルを超え1.5</u>	<u>31,700</u>
ング	<u>リットル以下のもの</u>	
車	<u>総排気量が1.5リットルを超え2</u>	<u>36,300</u>
	<u>リットル以下のもの</u>	
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5</u>	<u>41,400</u>
	<u>リットル以下のもの</u>	
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3</u>	<u>46,900</u>
	<u>リットル以下のもの</u>	
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5</u>	<u>53,300</u>
	<u>リットル以下のもの</u>	
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4</u>	<u>61,100</u>
	<u>リットル以下のもの</u>	
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5</u>	<u>70,300</u>
	<u>リットル以下のもの</u>	
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6</u>	<u>80,900</u>
	<u>リットル以下のもの</u>	
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>102,100</u>

備考 自家用の乗用車等でロータリー・エンジンを搭載するものについては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

自家用の乗用車等の区分		税率（年額）
乗用車（ 三輪の小型自動車 であるものを除く。 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 7,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	11,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	13,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	14,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	17,000
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	19,500

		総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	22,000	
		総排気量が6リットルを超えるもの	28,000	
		電気を動力源とするもの	7,500	
特種 用途 車	乗用 車に 属す るもの	総排気量が1リットル以下のもの	6,000	
		総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの	7,000	
		総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの	8,000	
		総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの	9,000	
		総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	10,500	
		総排気量が3リットルを超え3.5 リットル以下のもの	12,000	
		総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	13,500	
		総排気量が4リットルを超え4.5 リットル以下のもの	15,500	
		総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	18,000	
		総排気量が6リットルを超えるもの	22,500	
		電気を動力源とするもの	6,000	
		キャ	総排気量が1リットル以下のもの	6,000

ンピ ング 車	総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの	7,000
	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの	8,000
	総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの	9,000
	総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	10,500
	総排気量が3リットルを超え3.5 リットル以下のもの	12,000
	総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	13,500
	総排気量が4リットルを超え4.5 リットル以下のもの	15,500
	総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	18,000
	総排気量が6リットルを超えるも の	22,500
	電気を動力源とするもの	6,000

備考 自家用の乗用車等でロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を

受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

自家用の乗用車等の区分		税率（年額）
乗用車（ 三輪の小型自動車 であるものを除く。 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 15,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	17,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	20,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	22,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	25,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	29,000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	33,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	38,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	44,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	55,500

		<u>の</u>			
		<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>15,000</u>		
特種 用途 車	乗用 車に 属す るも の	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>12,000</u>		
		<u>総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの</u>	<u>14,000</u>		
		<u>総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの</u>	<u>16,000</u>		
		<u>総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの</u>	<u>18,000</u>		
		<u>総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの</u>	<u>20,500</u>		
		<u>総排気量が3リットルを超え3.5 リットル以下のもの</u>	<u>23,500</u>		
		<u>総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの</u>	<u>27,000</u>		
		<u>総排気量が4リットルを超え4.5 リットル以下のもの</u>	<u>31,000</u>		
		<u>総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの</u>	<u>35,500</u>		
		<u>総排気量が6リットルを超えるも の</u>	<u>44,500</u>		
			<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>12,000</u>	
		キャ ンピ ング 車		<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>12,000</u>
				<u>総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの</u>	<u>14,000</u>
				<u>総排気量が1.5リットルを超え2</u>	<u>16,000</u>

<u>リットル以下のもの</u>	
<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>18,000</u>
<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>20,500</u>
<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>23,500</u>
<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>27,000</u>
<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>31,000</u>
<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>35,500</u>
<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>44,500</u>
<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>12,000</u>

備考 自家用の乗用車等でロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

第25条の3 特定日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車であつて平成28年改正前の岩手県県税条例第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の

岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第100条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の自動車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものについての第107条の18第2項の規定の適用については、同項中「43,500円」とあるのは、「45,000円」とする。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する種別割の納税義務の免除等)

第25条の4 附則第24条の11第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間 平成31年度分及び平成32年度分

(2) 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの期間 平成32年度分及び平成33年度分

2 局長は、種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該種別割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 対象区域内自動車等(自動車であるものに限る。以下この項において同じ。)が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車等は、第100条第1項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後同項に規定する自動車でなかったものとみなす。

別表(第107条の8関係)

種別割の税率表

自動車の区分	税率(年額)
--------	--------

別表(第107条の8関係)

種別割の税率表

自動車の区分	税率(年額)
--------	--------

		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小 型自動車 であるも のを除く 。）		[略]	円 <u>29,500</u>
		[略]	<u>34,500</u>
		[略]	<u>39,500</u>
		[略]	<u>45,000</u>
		[略]	<u>51,000</u>
		[略]	<u>58,000</u>
		[略]	<u>66,500</u>
		[略]	<u>76,500</u>
		[略]	<u>88,000</u>
		[略]	<u>111,000</u>
	[略]	<u>29,500</u>	
[略]			
特種 用途 車	乗用 車に 属す		
		[略]	<u>23,600</u>
		[略]	<u>27,600</u>

		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小 型自動車 であるも のを除く 。）		[略]	円 <u>25,000</u>
		[略]	<u>30,500</u>
		[略]	<u>36,000</u>
		[略]	<u>43,500</u>
		[略]	<u>50,000</u>
		[略]	<u>57,000</u>
		[略]	<u>65,500</u>
		[略]	<u>75,500</u>
		[略]	<u>87,000</u>
		[略]	<u>110,000</u>
	[略]	<u>25,000</u>	
[略]			
特種 用途 車	乗用 車に 属す		
		[略]	<u>20,000</u>
		[略]	<u>24,400</u>

るもの	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	[略]	<u>31,600</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	[略]	<u>36,000</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	[略]	<u>40,800</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	[略]	<u>46,400</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	[略]	<u>53,200</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	[略]	<u>61,200</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	[略]	<u>70,400</u>
	総排気量が6リットルを超えるもの	[略]	<u>88,800</u>
	電気を動力源とするもの	[略]	<u>23,600</u>
[略]			
キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの		<u>23,600</u>
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		<u>27,600</u>
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		<u>31,600</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		<u>36,000</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3		<u>40,800</u>

るもの	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	[略]	<u>28,800</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	[略]	<u>34,800</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	[略]	<u>40,000</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	[略]	<u>45,600</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	[略]	<u>52,400</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	[略]	<u>60,400</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	[略]	<u>69,600</u>
	総排気量が6リットルを超えるもの	[略]	<u>88,000</u>
	電気を動力源とするもの	[略]	<u>20,000</u>
[略]			
キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの		<u>20,000</u>
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		<u>24,400</u>
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		<u>28,800</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		<u>34,800</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3		<u>40,000</u>

リットル以下のもの	
総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	<u>46,400</u>
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	<u>53,200</u>
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	<u>61,200</u>
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	<u>70,400</u>
総排気量が6リットルを超えるもの	<u>88,800</u>
電気を動力源とするもの	<u>23,600</u>
[略]	

[略]

リットル以下のもの	
総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	<u>45,600</u>
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	<u>52,400</u>
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	<u>60,400</u>
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	<u>69,600</u>
総排気量が6リットルを超えるもの	<u>88,000</u>
電気を動力源とするもの	<u>20,000</u>
[略]	

[略]

3 (個人の県民税に関する給与所得者の扶養親族申告書)

第32条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）のうち法第317条の3の2第1項又は第2項の規定による市町村民税に関する申告書を提出するものは、当該申告書と併せて、法第45条の3の2第1項又は第2項の規定による県民税に関する申告書を、所得税法第194条第1項の給与等の支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(個人の県民税に関する公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第32条の4の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて、法第45条の3の3第1項の規定による県民税に

(個人の県民税に関する給与所得者の扶養親族等申告書)

第32条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）のうち法第317条の3の2第1項又は第2項の規定による市町村民税に関する申告書を提出するものは、当該申告書と併せて、法第45条の3の2第1項又は第2項の規定による県民税に関する申告書を、所得税法第194条第1項に規定する給与等の支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(個人の県民税に関する公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第32条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第27条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族（法

関する申告書を、所得税法第203条の5第1項の公的年金等の支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

附 則

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第18条の5 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第15条、附則第17条又は附則第18条の規定を適用する。

附則第15条第1項	[略]	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の6第1項</u> の規定により適用される場合を含む。）
	[略]	

第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて、法第45条の3の3第1項の規定による県民税に関する申告書を、所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

附 則

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第18条の5 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第15条、附則第17条又は附則第18条の規定を適用する。

附則第15条第1項	[略]	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の7第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）
	[略]	

附則第17条	[略]	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	[略]	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	[略]	

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として法附則第44条の2第2項の政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第15条、附則第17条又は附則第18条の規定を適用する。

3 [略]

附則第17条	[略]	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	[略]	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）
	[略]	

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として法附則第44条の2第4項の政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第15条、附則第17条又は附則第18条の規定を適用する。

3 [略]

<p>4 (個人の県民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、県民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p>	<p>(個人の県民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、県民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p>
<p>5 附 則</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第25条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課され</u></p>	<p>附 則</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等に対して課する種別割の税率については、当該自家用の乗用車等が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成34年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成35年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、同項の表に定める税率とする。</u></p> <p>第25条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p>

るものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

自家用の乗用車等の区分		税率(年額)
乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	円 7,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	11,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	13,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	14,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	17,000
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	19,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	22,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	28,000
	電気を動力源とするもの	7,500

特種 用途 車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	6,000
	の	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	7,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	8,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	9,000
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	10,500
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	12,000
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	13,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	15,500
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	18,000
		総排気量が6リットルを超えるもの	22,500
	電気を動力源とするもの	6,000	
キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの	6,000	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	7,000	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	8,000	
	総排気量が2リットルを超え2.5	9,000	

<u>リットル以下のもの</u>	
<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>10,500</u>
<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>12,000</u>
<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>13,500</u>
<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>15,500</u>
<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>18,000</u>
<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>22,500</u>
<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>6,000</u>

備考 自家用の乗用車等でロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左

欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

自家用の乗用車等の区分		税率（年額）	
乗用車（ 三輪の小 型自動車 であるも のを除く 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 15,000	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	17,500	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	20,000	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	22,500	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	25,500	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	29,000	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	33,500	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	38,500	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	44,000	
	総排気量が6リットルを超えるもの	55,500	
	電気を動力源とするもの	15,000	
特種 用途 車	乗用 車に 属す	総排気量が1リットル以下のもの	12,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	14,000

るもの	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>	<u>16,000</u>
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>18,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>20,500</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>23,500</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>27,000</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>31,000</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>35,500</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>44,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>12,000</u>
キャンピング車	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>12,000</u>
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>14,000</u>
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>	<u>16,000</u>
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>18,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>20,500</u>

総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	23,500
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	27,000
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	31,000
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	35,500
総排気量が6リットルを超えるもの	44,500
電気を動力源とするもの	12,000

備考 自家用の乗用車等でロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

6 (農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)
 第64条の6 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構(以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。)が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法第7条第1号に掲げる事業(それぞれ同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。)の実施により法第73条の27の6第1項の政令で定める区

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)
 第64条の6 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条第1号に掲げる事業(同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。)が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項において「農地売買事業」という。)の実施により法第73条の27の6第1項の政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について

域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあっては、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として法第73条の27の6第1項の政令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地利用集積円滑化団体等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 [略]

3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める1年を経過する日までの期間）を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

4・5 [略]

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該農地利用集積円滑化団体等の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

開発をした場合には、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（同日から5年以内に、これらの土地について土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業で同項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として法第73条の27の6第1項の政令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間）に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 [略]

3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間（当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日までの期間）を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

4・5 [略]

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該農地中間管理機構の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成28年岩手県条例第54号)の一部を次のように改正する。

表4の項の改正部分のうち、第100条の次に13条を加える改正規定のうち第107条に係る部分中

「

3 環境性能割の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(1) 法第161条第2項の規定により環境性能割額を納付する場合

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年岩手県条例第33号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合

」

を

「

3 環境性能割の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(1) 法第161条第2項の規定により環境性能割額を納付する場合

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合

に改め、第101条を第107条の8とし、同条の次に6条を加える改正規定のうち第107条の12に係る部分中

「

第107条の12 局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合には、第107条の10第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。

を

「

第107条の12 局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、申告書の提出を行う場合には、第107条の10第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。

に改め、附則第25条の改正規定中

「

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動）

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号）

車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車¹で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車²で同項の総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車³で同項の総務省令で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車⁴で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)、一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。))の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。))及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車⁵を除く。))に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⁶で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の

に規定する電気自動車⁷をいう。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車⁸をいう。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車⁹で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車¹⁰で同項の総務省令で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車¹¹をいう。)、一般乗合用バス等(第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。))の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。))及び被けん引自動車¹²を除く。))に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車¹³で平成16年3月31日までに最初の第101条第3項に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

(2) 第103条第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

を
「

第25条 次に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第2号において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項の総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）、一般乗合用バス等（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。）、天然ガス自動車（同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。）、一般乗合用バス等（第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度

第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車を除く。）に対して課する平成31年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

[略]

[略]

分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の第101条第3項に規定する新規登録（以下この条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第103条第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

に改める。

第3条 岩手県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条（表3の項の改正部分に限る。）のうち、岩手県県税条例第39条の改正規定中

3 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項

の規定にかかわらず、同条第46項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に提供することにより、行わなければならない。

3 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、同条第46項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項において「添付書類記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により局長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の法第53条第46項の総務省令で定める記録用の媒体を局長に提出する方法により、行うことができる。

4 前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用す

ることが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認を受けたときは、当該局長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の却下の処分を受けていない旨を記載した法第53条第50項の総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、局長に提出した場合における当該税務署長が法人税法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う前項の申告についても、同様とする。

に改め、同条例第47条の改正規定中

7 特定法人（法第72条の32第2項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、法第72条の25、第72条の26、第72条の28、第72条の29又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により、法第72条の25、第72条の26、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告書又は法第72条の31第2項若しくは第3項の規定による修正申告書（以下この項におい

て「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、法第72条の32第1項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に提供することにより、行わなければならない。

7 特定法人(法第72条の32第2項に規定する特定法人をいう。)である内国法人は、法第72条の25、第72条の26、第72条の28、第72条の29又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により、法第72条の25、第72条の26、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告書又は法第72条の31第2項若しくは第3項の規定による修正申告書(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、法第72条の32第1項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項において「添付書類記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して行う方法により局長に提供

することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の法第72条の32第1項の総務省令で定める記録用の媒体を局長に提出する方法により、行うことができる。

8 前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認を受けたときは、当該局長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前項の内国法人が、同法第75条の4第1項若しくは第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の却下の処分を受けていない旨を記載した法第72条の32の2第1項の総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、局長に提出した場合における当該税務署長が法人税法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う前項の申告についても、同様とする。

「

3 特定法人（消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。）である事業者（前2項の事業者に限る。）は、前2項の規定により、これらの規定による申告書（以下この項において「納税申告書」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前2項の規定にかかわらず、法第72条の89の2第1項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項を、同項の総務省令で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に提供することにより、行わなければならない。

を

「

3 特定法人（消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。）である事業者（前2項の事業者に限る。）は、前2項の規定により、これらの規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前2項の規定にかかわらず、法第72条の89の2第1項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項を、同項の総務省令で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により局長に提供することにより、行わなければならない。

4 前項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項

の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認を受けたときは、当該局長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。消費税法第46条の3第2項の規定により同項の申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出した前項の事業者が、同条第1項の承認を受け、又は同条第3項の却下の処分を受けていない旨を記載した法第72条の89の3第1項の総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、局長に提出した場合における当該税務署長が消費税法第46条の3第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う前項の申告についても、同様とする。

に改め、同条例附則第20条の2の8の改正規定中

「第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53条の5中「局長」とあるのは、「税務署長」とする。

第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53条の5第1項及び第2項中「局長」とあるのは「税務署長」と、同条第3項中「法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に」とあるのは「あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として法附則第9条の5の規定により読み替えて適用される法第72条の89の2第1項の総務省令で定める方法により」とする。

を
「

第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53条の5中「局長」とあるのは、「税務署長」とする。

第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節、第53条の5第4項後段及び附則第20条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第53条の5第1項及び第2項</u>	局長	<u>税務署長</u>
<u>第53条の5第3項</u>	<u>、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により</u>	<u>あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と</u> <u>その申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として法附則第9条の5の規定により読み替えて適用される法第72条の89の2第1項の総務省令で定める方法により</u>
<u>第53条の5</u>	前項の	<u>消費税法第46条の3第1項</u>

	第4項前段	の規定の適用を受けている
	電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認を受けたときは、当該局長	同項の規定によりその納税地を所轄する税務署長
	同項の申告	前項の申告

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中表1の項の改正部分並びに第2条及び第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中表2の項の改正部分並びに附則第3条及び附則第5条第1項から第4項までの規定 令和元年10月1日
- (3) 第1条中表3の項の改正部分及び附則第2条第1項及び第2項の規定 令和2年1月1日
- (4) 第1条中表4の項の改正部分及び附則第2条第3項の規定 令和3年1月1日
- (5) 第1条中表5の項の改正部分及び附則第5条第5項の規定 令和3年4月1日

(6) 第1条中表6の項の改正部分及び附則第4条の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第2条 第1条（表3の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の岩手県県税条例（次項において「2年新条例」という。）第32条の4の3の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する申告書について適用する。

2 2年新条例附則第18条の5の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 第1条（表4の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の岩手県県税条例第27条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第3条 第1条（表2の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の岩手県県税条例第45条及び附則第20条の2の5の規定は、附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第4条 第1条（表6の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の岩手県県税条例第64条の6第1項の規定は、附則第1条第6号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる改正部分及び規定による改正前の岩手県県税条例第64条の6第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第5条 第1条（表2の項の改正部分に限る。次項から第4項までにおいて同じ。）の規定による改正後の岩手県県税条例第103条、第107条の6、第107条の7及び附則第24条の8の2から附則第24条の11までの規定は、附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割について適用する。

2 第1条の規定による改正後の岩手県県税条例第107条の18、別表及び附則第25条から附則第25条の4までの規定は、附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び令和2年度以後の年度分の種別割について適用する。

3 平成24年4月1日から地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下この項において「28年改正法」という。）附則第1条第5号の4に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が28年改正法第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項において「28年旧法」という。）

）附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（次項において「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行の日以後最初に28年旧法附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した区域（次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成23年3月11日を地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）第2条の規定による改正後の地方税法附則第53条の2第2項第1号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（次項において「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日とみなして、第1条の規定による改正後の岩手県県税条例附則第24条の11第1項並びに附則第25条の4第1項及び第3項の規定を適用する。

4 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る28年旧法附則第52条第2項第1号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を地方税法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の地方税法附則第53条の2第2項第1号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、第1条の規定による改正後の岩手県県税条例附則第24条の11第1項並びに附則第25条の4第1項及び第3項の規定を適用する。

5 第1条（表5の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の岩手県県税条例附則第25条及び附則第25条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。